

ふぐ加工製品取扱届出済票の交付（知事が権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠等】

東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条第一項及び第二項

第十七条 ふぐ加工製品の取扱い(第十二条の規定により認証されたふぐ取扱所以外の場所で行うものであつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)
 - 二 ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする施設(以下「加工製品取扱施設」という。)の名称及び所在地
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、届出者に対し、規則で定める届出済票を交付するとともに、第十七条の三に規定するふぐ加工製品の取扱いを行う者が遵守すべき事項その他ふぐ加工製品の取扱いに関し必要な事項について理解させるよう、説明を行うものとする。

【届書様式】

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第十八条第二項

条例第十七条第一項の規定による届出は、別記第十七号様式によるふぐ加工製品取扱届による。

第17号様式(第18条関係)

年 月 日	
殿	
住 所	
届出者 (ふりがな)	
氏 名	
年 月 日生	
〔法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕	
ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 届	
<p>ふぐ加工製品を取り扱いたいので、東京都ふぐの取扱い規制条例第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
記	
加工製品取扱施設の 名 称	
加工製品取扱施設の 所 在 地	

(日本産業規格A列4番)